

# 第1回 出雲市特別職報酬等審議会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月6日（金） 13:30~15:00

2. 開催場所 出雲市役所3階 大会議室

## 3. 会議の出席者

### (1) 委員（9名）

吾郷 美奈恵委員、浅津 知子委員、岩田 宜晃委員、甲山 美紀恵委員、  
曾田 厚子委員、珍部 誠委員、福間 正純委員、布野 敏次委員、  
山崎 茂樹委員

※欠席者1名（金村 英俊委員）

### (2) 出雲市（9名）

飯塚市長、伊藤副市長（諮問後退席）

三島総務部長、三原人事課長、曾田人事課課長補佐、

藤原人事課係長、吉岡人事課主任、矢野人事課主任、持田人事課主事

## 4. 次第

### (1) 開会・資料確認

【資料1】 出雲市特別職報酬等審議会委員名簿

【資料2】 出雲市特別職報酬等審議会条例

【資料3-1】 出雲市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

【資料3-2】 出雲市特別職の職員の給与に関する条例

【資料4】 出雲市特別職給料等の推移

県内8市及び近隣市の特別職給料等の状況

県内8市及び近隣市の財政状況

類似団体の特別職給料等の状況

類似団体の財政状況

出雲市財政状況（財政健全化指数）の推移

### (2) 飯塚市長あいさつ（要旨）

委員は、各分野それぞれの代表の方10名で構成している。

前回、平成30年度に開催した際に、平成21年以来の開催だったこともあり、定期的な審議会の開催をすべきとのご意見をいただいた。

こうした経緯から、市長の任期中に1回は開催することが好ましいと思っており、今回審議をお願いする。

この後、現在の出雲市の人口規模や、財政状況、また近隣市、規模の同じ自治体等々、様々な観点から、この報酬額についてご審議をお願いする。

(3) 委嘱書交付

- ・飯塚市長から委嘱書交付  
事務局から委員の紹介

(4) 審議会条例説明

- ・事務局から審議会条例内容の説明

(5) 審議会の会長選出

- ・委員の互選により審議会会長を選出  
委員から事務局の意見を聞きたい旨の発言あり。  
事務局から福間委員を推す発言あり。委員一同異議なし。  
福間委員が審議会の会長に就任される。

(6) 福間会長あいさつ（要旨）

十分なことできるかどうかかわからないが、今回この委員の皆様方のご支援をいただきながら進めていけたらと考えている。

(7) 会長代理の氏名

- ・福間会長から会長代理を指名  
吾郷委員を指名し承諾

(8) 諮問

- ・飯塚市長から福間会長に諮問  
飯塚市長が諮問書を読み上げ、福間会長へ手渡しする。  
※諮問後、飯塚市長、伊藤副市長は他用務のため退席

(9) 会議の公開・非公開の決定

- ・委員により審議会の公開・非公開を決定  
※原則公開することを決定。ただし、報酬額の実質的審議については部分的に非公開とすることとなった。また、会議終了後に議事録とともに市のホームページへ掲載することとした。

## (10) 議事

### ①提出資料についての説明【人事課 藤原給与係長】

#### ■議員報酬及び特別職給料について【資料3-1、資料3-2】

- 資料3-1 出雲市議会議員の報酬を定める条例。条例第2条に基づき議員報酬の月額、議長が550,000円、副議長が476,000円、議員440,000円と定められている。
- 資料3-2は出雲市長、副市長、教育長の給料を定める条例。条例第2条に基づき特別職の給料月額は、市長が943,000円、副市長が774,000円、教育長が662,000円と定められている。

#### ■出雲市の特別職報酬の推移等について【資料4 P1】

- 平成17年3月22日の2市4町の合併時に、市長は101万5千円、副市長は86万円、教育長は73万5千円、議長は57万9千円、副議長は50万2千円、議員は46万4千円の特別職給料、議員報酬が定められた。
- 合併協議において、「合併後に速やかに報酬等審議会を設置し、報酬額について審議すること」とされ、平成17年度の報酬審議会では、人事院勧告に伴う「給与構造の抜本的改革」により一般職の給料表が見直される時期に呼応し、特別職及び議員についても、5～8%給料・報酬を減額する答申が出され、平成18年1月から特別職の給料・報酬を減額改定している。
- 平成21年度は、市長の施政方針として「行財政改革について、速やかに報酬審議会の意見を伺って報酬見直しを行う」ことが示され、報酬審議会を開催した。当時の経済状況や本市の財政の健全化を示す実質公債費比率、将来負担比率などの指数や予算支出に占める経常的支出の割合も高くなっていたこと、類似団体や近隣自治体の特例減額（給料カット）の実施状況から3～5%減額する答申が出され、平成21年11月から減額改定を行っている。
- その後、平成30年度に、9年ぶりとなる審議会を開催し、市の財政状況が厳しいながらも実質公債費比率や将来負担比率などの指数に改善がみられ、市内の雇用情勢においても人口の社会増がみられたことから、一律3%の増額とする答申が出された。これが現在の報酬及び給料額である。
- また、平成30年度の審議会が9年ぶりだったため、答申のなかで、「定期的に住民のチェックが行われるべき」とのご意見をいただいた。
- 参考だが、平成25年に当時の社会情勢及び経済情勢の悪化により税収増加が見込めないことや、本市の財政状況においても、実質公債費比率や将来負担比率が、全国ワースト10位に入るなど、毎年悪化する傾向が続いていたことから、市長、副市長、教育長の給料月額及び期末手当を減額するため、特例条例を制定し、市長はマイナス15%、副市長はマイナス12%、教育長はマイナス10%の給料の特例減額を行ってきた。（平成25年4月1日から平成29年3月31日までの

4年間)

- 議員も同様に、マイナス3%の報酬月額の特例減額を行い財政の健全化に努めてきた。(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間)
- 市長、副市長、教育長に対する特例減額は、平成29年3月31日に終了したが、本市の財政健全化、行財政改革を更に進めていくという意向により、新たに特例条例を制定し、市長はマイナス10%、副市長はマイナス7%、教育長はマイナス5%の給料月額を減額する特例減額を行っている。(平成29年7月1日から令和3年3月31日までの間)
- その後も、令和3年7月1日から、特例減額を行っており、令和7年3月31日に終了する予定である。  
したがって、本市における議員報酬、特別職給料は、前回の平成31年4月1日に改定した額が、条例に定められた額となっている。

#### ■ 県内8市及び近隣の特別職給料等の状況【資料4 P2~5】

- 県内8市の中では、市長・副市長・教育長・議長・副議長・議員の全てにおいて、松江市について2番目の金額となっている。
- 人口が10万人以上の近隣市と、宍道湖・中海・大山圏域として共に活動をする境港市を含めた鳥取県内3市との比較では、市長・副市長は最下位の4番目、教育長・議長・副議長・議員は鳥取市・米子市の次の3番目となっている。
- ここには記載していないが、県内8市と近隣市で比べると、市長の給料の額は、松江市と鳥取市は同額で1番、次いで米子市、境港市、そして5番目に本市である。
- 市長について、今現在、特例減額を行っているのは出雲市のみである。  
特例減額は、過去には、県内の市も行っていたが、現在は終了している。  
特例減額を行う理由は、自治体ごとに異なっており、財政難や行財政改革、あるいは市長の意向など政策的な意味合いのものなどが、理由とされているところである。  
年収は、県内8市・近隣市のなかで5番目である。
- 副市長は、出雲市だけが特例減額をしているが、給料月額も年収も、県内8市のなかでは、松江市に次ぐ2番目の額となっている。なお、近隣市を含めると、5番目の額となる。
- 教育長は、副市長と同様、出雲市だけが特例減額を行っており、県内8市のなかでは2番目、近隣市を含めると、月額・年収ともに、4番目である。
- 議長は、特例減額を行っていない。県内8市のなかでは、2番目、近隣市を含めると、4番目になる。年収でも、順位は同様である。
- 副議長、議員は、議長と変わらず、4番目の額である。

#### ■県内8市及び近隣の財政状況【資料4 P6】

- 実質公債費比率とは、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの危険度を示す指標である。家計でいうと、1年間の収入に対するその年の借金返済額の割合で、借金返済の割合が高くなるほど、生活に影響があるので、数値は高くなり、財政状況は悪いといえる。  
早期健全化基準25.0%と、財政再生基準35.0%の二つの基準値が定められている。この基準値未満に収まっていれば、直ちに何か対策をしなければならないということはないが、安心して良いということでもない。  
家計でいうと、収入の25%、約4分の1を借金返済に充て、残りの75%部分で生活をしていくというイメージである。
- 令和3年度決算における、本市の実質公債費比率は12.6%で、前年に比べ0.3ポイント改善している。  
県内8市では、松江市が一番低く10.4%、近隣市では、米子市が8.0%。この数値は、毎年、総務省が全自治体分を公表するので、全国を見ることができる。本市は、全国では、悪いほうから40位となっている。
- 将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。  
家計に例えると、1年間の収入に対する、将来支払う借金の比率である。これも数値が高いほど財政状況は悪いということになる。  
早期健全化基準値350.0%が定められており、この基準値を超える自治体はない。超えていないからといって、健全だと言い切れるわけではない。  
令和3年度決算における出雲市の将来負担比率は155.4%。  
家計でいうと、年間の家計の収入の、1.5倍を超える借金が残っているということになる。  
ここには、令和3年度しか掲載していないが、前年度に比べると、3.4%改善している。ただ、改善はしても、県内8市や近隣市と比べ、かなり高い数値となっている。
- 市債残高とは、地方債の残高のことで市の借金の残高を表している。  
地方債とは財政運営に必要な資金を外部から調達する手段（借金）で、その返済は年度を越えて行う。  
学校・道路・公園など長期間にわたり効果を生じる施設整備など、将来利用する市民にも整備費の一部を負担していただくことになる。  
本市の令和3年度末の市債残高は995億2千9百万円。繰り上げ償還などにより令和元年度までは残高が減少してきたが、近年の可燃ごみ処理施設整備事業などにより、ここ数年は微増となっている。

- 積立金現在高とは、市の貯金（蓄え）を表している。目的ごとに積み立てながら、必要になったときに、その事業に充てるため、取り崩しをしている。  
本市の令和3年度末の積立金残高は、103億8千7百万円。
- 標準財政規模とは、通常見込まれる市税収入や普通交付税などの一般財源の総量をあらわしている。自治体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値である。  
家計に例えると、給与収入と仕送りなどを合わせた額である。  
本市は、県内8市のなかでは、2番目、(2)の表の近隣市を合わせてみると、3番目に多い額になる。
- 財政力指数とは、地方公共団体の財政力（体力）を示す指標で、1に近いほど、あるいは1を超えるほど財政力があるとされている。  
家計に例えると、仕送りに頼らずに、必要な支払いができる割合である。  
指数が1であれば、自主財源の市税収入等で、必要な財源がまかなえる状態なので、普通交付税が交付されない。逆に1を下回れば自主財源だけでは財政運営ができない状態となり、国から普通交付税が交付される。  
本市の財政力指数は、令和3年度決算で0.56となっている。
- 令和3年度の歳入決算額、うち地方税収、歳出決算額は、県内8市のうち2番目に多い額となっている。近隣市を含めると、3番目に多い。

#### ■類似団体の特別職給料等の状況【資料4 P7】

- 類似団体とは、全国の自治体を人口と産業構造により分類したもの。  
本市は、人口15万人以上、第2次・第3次産業人口が90%以上かつ第3次産業が65%未満の団体に分類されている（区分：Ⅳ-2）。
- 令和4年4月1日現在で、本市と同じグループに分類される市は、本市を含め全国で17団体ある。
- 全国の自治体を人口と産業構造により分類するものであり、分類に当たっては、地勢（市域の大きさ）や財政状況、財政力などは考慮されていない。そのため、類似団体の人口や市域面積、財政規模などの数値には開きが生じる。
- また、この17団体は、総務省のなかでも、財政部門と人事部門では集計方法が違い、財政部門では小牧市が類似団体ではなくなり、16団体になる。
- これまでの報酬等審議会においても類似団体については、比較資料の一つとして財政状況、特別職給料・議員報酬等を参考にしてきたので、今回も説明する。
- 条例に規定する給料・報酬額の比較では、市長については類似団体17団体中、最下位となっている。副市長については16番目。教育長は15番目。
- 議員報酬については、議長・副議長・議員はすべて14番目。
- 特例減額を行っている自治体は、日立市・栃木市と本市の3自治体。どちらも議長・副議長・議員の特例減額は行っていない。

■類似団体の役職別の給料月額、減額の内容、年収【資料4 P8～10】

- 市長の給料月額、年収は、類似団体中最下位。
- 副市長は、給料月額は16番目、年収は最下位。
- 教育長は、給料月額は15番目、年収は14番目。
- 議長は、報酬が14番目、年収は13番目。
- 副議長と議員の報酬はともに14番目、年収は副議長が15番目、議員が14番目。

■類似団体の財政状況【資料4 P11】

- 健全化判断比率の実質公債費比率は、類似団体のなかで一番数値が悪い状況。当市に近いところは、富山県の高岡市が、令和3年度に12.2%。
- 将来負担比率についても、本市の数値が悪い状況。類似団体では、計算上、将来負担比率が発生しない自治体のほうが多い。
- 市債残高については、少ないほうから16番目。富山県高岡市は、本市よりも多い状態。
- 積立金については、15番目。当市よりも少ないのは、栃木県小山市・富山県高岡市の2自治体。
- 標準財政規模は、広島県東広島市に次いで2番目。  
財政力指数は愛知県の刈谷市・安城市・小牧市は、財政力指数が1を超えており、普通交付税の交付がない自治体。
- 歳入決算額は2番目に多く、歳出決算額は一番多い。  
以上、本市の財政健全化指標は、いずれも類似団体との比較では下位の状況にあるが、健全数値の範囲内となっている。

■参考：市長を基準とした場合の役職別支給割合【資料4 P12】

- 参考として、市長の支給額を100とした場合の、副市長、教育長の給料、議員報酬の割合について、役職ごとの支給割合は、副市長がおおむね80%台、教育長がおおむね70%前後、議長が50%台後半、副議長がおおむね50%前後、議員が40%台となっており、本市、近隣市、類似団体、8市ともに極端な差は見られない。

■参考：人事院勧告及び出雲市一般行政職の給料月額推移【資料4 P12】

- 一般職の給料は、特別職の給料・報酬とは違い、民間の賃金引上げ状況やボーナスの支給状況を反映した「国の人事院勧告」や、「島根県人事委員会勧告」及び、「地域経済の状況」を参考に、ほぼ毎年見直しを行っている。
- 平成17年度以降の人事院勧告の状況と大卒初任給、及び一般職40歳の、標準的な給料月額の推移について説明する。

- 人事院勧告の内容としては、平成17年度、平均でマイナス0.36%の減額改定が勧告され、それに対応し、平成18年度には、大卒初任給でマイナス0.3%の減額となっている。
- また、40歳の増減率については、マイナス4.3%となっているが、これは平成17年度の人事院勧告により地方における公務員の給与水準を引き下げる「給与構造の抜本的改革」が行われた。
- 各年度において、おおむね人事院勧告の内容を反映した改定を行っているが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間は、本市の特別職と同様に、一般職も給料の特例減額(給料カット)を行っている。(マイナス0.5~8%)
- 特例減額は、出雲市独自のもので、期間中も人事院勧告は行われるが、平成28年度においては、基本給の増額改定は実施していない。
- 平成29年度は特例減額の終了とともに、「給与制度の総合見直し」を実施し、平成30年度からは人事院勧告にあわせ給料月額を増額改定を行っている。
- 令和2年度・3年度については、改定がない状況であったが、令和4年度には若年層を中心に、平均0.3%の増額となり、若年層分は改定を行っている。
- 今年の人事院勧告では、平均1.1%の増額という勧告で、全年齢が対象となっているが、本市はまだ給料改定を決定しているわけではなく、参考値として掲載している。なお、大卒初任給と40歳で率が異なっているのは、勧告の内容が若年層を中心として増額改定されているためである。

#### ■参考：財政健全化指数の推移【資料4 P13】

- 参考として出雲市財政状況(財政健全化指数)の推移を掲載している。
- 平成17年度以降、本市の財政状況は、実質公債費比率や将来負担比率が、全国ワースト10位に入るなど、毎年悪化する傾向が続いていた。
- 本市では、平成24年度に財政計画を策定し、行財政改革のもと、財政健全化に向けて、特別職給料・議員報酬の引き下げ改定や特例減額、一般職給料の特例減額などの施策を行う一方、平成27年12月に「出雲市財政計画の見直し」を行い、全庁挙げて財政健全化に取り組んできた。
- その結果、平成20年度末現在でピークだった市債残高1,335億7百万円が、令和3年度末には995億2千9百万円になった。
- また、実質公債費比率は、平成28年度には、市債の借入時に県の許可が必要となる18%のラインを下回り、17.2%となった。
- 令和3年度末には、実質公債費比率は12.6%まで下がっている。
- 今後の財政見通しとして、多様化する時代のニーズを的確に捉えた、将来につながる施策を、効率的・効果的に推進し、次世代に高負担を強いることのない、安定的で持続可能な財政運営を行うことができるよう、令和3年度に出雲市財政計画を策定している。

- ・ここには記載していないが、その中で、令和13年度末には、実質公債費比率12%未満、将来負担比率100%未満、市債残高740億円程度を目標に、引き続き行財政改革を進めている状況である。(以上、資料説明)

## ②提出資料に係る質疑

【会 長】

本日の説明の中でここに記載がないものの説明や出雲市の新たな総合戦略についての説明があったが、そういった資料は求めたらもらえるか？

【事 務 局】

次回の第2回審議会までのところで事前に資料をお配りする。

【委 員】

規定額を決めて、それから特例減額をしているが、特例減額はこの審議会で決めることか？

【事 務 局】

特例減額は本審議会の対象ではなく、例えば市長は10%減額だが、その10%を掛ける大元の金額をこの審議会で決めていただくことになる。

【委 員】

どの時点で改定金額を出すのか？

前回は委員だったが、金額を決めるのはなかなか難しい。前回は10年ぶりだったのもあり、市長も議長もずっとそのまま据え置きでおられて、やっぱり上げないということなので世間の状況や市の状況も変わっていたため上げた。

金額を据え置きにするのか上げるのかというのはどの時点で決めるのか。

【事 務 局】

前回と同様で、この審議会の中で3回から4回ご審議いただいて決めて、できれば直近の議会ということで12月議会にて結果を説明したい。

据え置きの場合はそれで終わりだが、上げたり下げたりと給与改定が必要になれば条例を3月議会で提出する予定。

【委 員】

審議会で決めるのは月額給料か？年収か？

期末手当が3.3月、加算率が4割、この計算基礎もよくわからない。

【事務局】

この審議会では月額給料のみ決めていただくことになる。

【委員】

特例減額については、市の財政の健全化にどれほど役立つのか？

市長は災害時にも陣頭指揮をとったり、自分たちが思うよりずっと激務で気が休まらないのではとっていて、自分の感触としては市長の給料は割と安いと思ったが、どういう基準で決まっているのか。自分の気持ちとしてはもう少し手厚くしていいのではと思う。

【事務局】

特例減額は全職員が対象となっていた時期もあった。

職員一丸となって取り組むという意味合いもあったが、今は、一般職は減額を実施していない。

市長の給料の特例減額については、実際に財政の健全化にどの程度影響するかということよりは、市長本人の気持ち、思いで減額していると理解していただければと思う。

感覚的に安いのではないかという意見であったが、民間の皆様が感じておられるようなことを、この場で忌憚なくご意見いただければと思う。

【会長】

今までのところでは市長、副市長、教育長の話でしたが、議員の方々も対象か。また、「特別職の職員の給与に関する条例」の別表に記載されている方は全員対象か。

【事務局】

議長、副議長、議員についてもご審議いただく。

上下水道管理者は公営企業の管理者ということもあり、この審議会の対象から外れる。

【会長】

議員の成り手不足についての現状はどうか？

【事務局】

議員については、全国的に、成り手不足という問題が深刻な状況である。

幸い、出雲市では無投票や欠員という状況には至っていないが、小規模自治体ではそういった問題が顕著になってきている。

総務省が令和元年から令和 2 年にかけて議員のあり方研究会を設けて開催し、令

和2年8月に報告書がまとめられている。当時の川上議長がこの研究会に出席していた。ホームページでも入手できる資料となっているが、次回資料として提出させていただく。

【委員】

次回までに、年間の議会日数と議長、副議長の公務日数を教えていただきたい。

【事務局】

議会事務局に問い合わせ、次回までに資料を用意できるよう努力する。

【会長】

議長、副議長の活動を見たことがないので、参考になると思う。